

筑北村空き家住宅診断事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、村内の空き家の有効活用に資するため、空き家の住宅診断に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、筑北村補助金等交付規則（平成17年規則第36号。以下「規則」という。）に定めのあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 空き家 村内で個人が所有し、居住の用に供することができる家屋のうち、所有者の居住の用に供する見込みがないものをいう。

(2) 既存住宅現況検査技術者 別表に定める団体に住宅現況検査の技術者として登録されている者をいう。

(3) 現況検査 国土交通省が定める「既存住宅インスペクション・ガイドライン」に沿って行う既存住宅現況検査及びそれに付随する検査をいう。

(4) 所有者 空き家を所有する者で、賃貸を行う権利を有する者をいう。

(補助対象者)

第3条 空き家の所有者で税及び料金等に滞納がない者

(補助対象住宅)

第4条 補助金の交付の対象となる住宅は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 村内に所在する既存の住宅

(2) 所有する空き家を賃貸の目的で筑北村空き家情報登録制度（平成24年告示第29号）第4条の規定に基づき登録された住宅（店舗等の用途を兼ねるもの（店舗等の用に供する部分の床面積が延べ床面積の1/2未満のもの）を含む。）

(補助対象経費及び補助額)

第5条 補助金の対象経費は、既存住宅現況検査技術者が行った現況検査に要する経費とする。

2 補助金の額は、前項に規定する経費の2分の1以内（1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とし、5万円を限度とする。

(交付申請等)

第6条 補助金の交付決定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、空き家住宅診断事業補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）（以下「申請書」という。）に次の書類を添付して村長に提出するものとする。

(1) 検査報告書の写し

(2) 検査費領収書の写し

(3) 既存住宅現況検査技術者の登録証の写し

(4) その他村長が必要と認める書類

(交付決定)

第7条 村長は、前条の規定に基づき、申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、速やかに交付の可否を決定し、空き家住宅診断事業補助金交付決定（却下）通

知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第8条 前条の規定により補助金交付の決定を受けた者は、空き家住宅診断補助金請求書（様式第3号）を村長に提出するものとする。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

（別表）（第2関係）

団 体 名	備 考
一般社団法人住宅瑕疵担保責任保険協会	
一般社団法人住宅管理・ストック推進協会	
一般社団法人日本住宅リフォーム産業協会	
特定非営利活動法人住宅長期保証支援センター	
特定非営利法人日本ホームインスペクターズ協会	
一般社団法人日本木造住宅産業協会	
一般社団法人プレハブ建築協会	
公益社団法人日本建築士会連合会	
一般社団法人全国古民家再生協会	
特定非営利活動法人 住宅情報ネットワーク	一級建物アドバイザーに限る